

信州大学新学部誘致推進協議会規約

(名 称)

第1条 この会は、信州大学新学部誘致推進協議会（以下「本会」という。）と称する。

(目 的)

第2条 本会は、信州大学新学部の誘致を推進し、飯田・下伊那地域への設置の実現を図ることを目的とする。

(事 業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 関係機関に対する要望活動
- (2) 郡市民等に対する啓発、広報活動
- (3) 信州大学の新学部設置に対する支援活動
- (4) 情報収集、調査研究、その他本会の目的達成に必要な事項

(会 員)

第4条 本会は、市町村及び、市町村議会の長並びに経済団体、市民団体、企業、個人等、本会の趣旨に賛同するものをもって組織する。

(役 員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1 名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 理 事 若干名
- (4) 監 事 2 名

2 役員は、総会において選出する。

(役員任期)

第6条 役員任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、役員任期中に異動が生じたときの後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員職務)

第7条 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長が職務を遂行できないときは、その職務を代理する。
- 3 理事は、会務の運営にあたる。
- 4 監事は、会計の監査にあたる。

議案第1号

(顧問及び相談役並びに参加)

第8条 本会の事業を推進するため、顧問及び相談役並びに参加を置くことができる。

2 顧問及び相談役並びに参加は、会長が委嘱する。

(幹事)

第9条 本会の会務の円滑な運営を図るため、次の幹事を置く。

(1) 幹事長 1名

(2) 幹事 若干名

2 幹事長及び幹事は、会長が指名し、会務執行上、必要な調査及び企画立案を行う。

3 幹事は、会の事務局を務める。

(会議)

第10条 本会の会議は、総会、正副会長会及び幹事会とする。

2 総会は、本会の最高の決定機関として重要事項を審議し、会長が招集し、議長を務める。

3 正副会長会は、会長が招集し、付議した事項を審議する。

4 幹事会は、必要に応じ随時開催し、会務の運営にあたる。

(事務局)

第11条 本会の事務局は、幹事が務め、会長の属する団体に置く。

(経費)

第12条 本会の経費は、負担金及びその他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第13条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(補則)

第14条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、会長が定める。

附則

(施行期日)

1 この規約は、令和4年1月23日から施行する。

(設立年度の特例)

2 本会の設立年度における会計は、第13条の規定にかかわらず、令和4年1月23日に始まり、令和4年3月31日に終わる。